

令和5年度における入札・契約制度の改正について

本市では、入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して入札・契約制度の改正を行ってまいりました。令和5年度においても、以下のとおり入札・契約制度について改正を行います。

I 最低制限基本価格について

建設工事における最低制限基本価格の算出式を次のとおり変更します。

【現行】

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園工事	$[直接工事費] \times 97\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$
建築・電気・管工事	$\{直接工事費 - (直接工事費 \times 10\%)\} \times 97\% + [共通仮設費] \times 90\% + \{現場管理費 + (直接工事費 \times 10\%)\} \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$
設計金額の項目に機器費を計上している機械設備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	$\{(機器費 \times 60\%) + 直接工事費\} \times 97\% + \{(機器費 \times 10\%) + 共通仮設費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 20\%) + 現場管理費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 10\%) + 一般管理費\} \times 55\%$
その他の工事	$[直接工事費] \times 92\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 55\%$



【改正後】

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園工事	$[直接工事費] \times 97\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 68\%$
建築・電気・管工事	$\{直接工事費 - (直接工事費 \times 10\%)\} \times 97\% + [共通仮設費] \times 90\% + \{現場管理費 + (直接工事費 \times 10\%)\} \times 90\% + [一般管理費] \times 68\%$
設計金額の項目に機器費を計上している機械設備・電気設備工事等 (プラント設備工事等)	$\{(機器費 \times 60\%) + 直接工事費\} \times 97\% + \{(機器費 \times 10\%) + 共通仮設費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 20\%) + 現場管理費\} \times 90\% + \{(機器費 \times 10\%) + 一般管理費\} \times 68\%$
その他の工事	$[直接工事費] \times 92\% + [共通仮設費] \times 90\% + [現場管理費] \times 90\% + [一般管理費] \times 68\%$

II 調査基準価格について

建設工事における調査基準価格の算出式を次のとおり変更します。

【現行】

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園 工事	[直接工事費] × 97% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × 90% + [一般管理費] × 55%
建築・電気・管工事	{直接工事費 - (直接工事費 × 10%)} × 97% + [共通仮設費] × 90% + {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × 90% + [一般管理費] × 55%
設計金額の項目に機器費を 計上している機械設備・電 気設備工事等 (プラント設備工事等)	{(機器費 × 60%) + 直接工事費} × 97% + {(機器費 × 10%) + 共通仮設 費} × 90% + {(機器費 × 20%) + 現場管理費} × 90% + {(機器費 × 10%) + 一般管理費} × 55%
その他の工事	[直接工事費] × 92% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × 90% + [一般管理費] × 55%



【改正後】

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園 工事	[直接工事費] × 97% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × 90% + [一般管理費] × 68%
建築・電気・管工事	{直接工事費 - (直接工事費 × 10%)} × 97% + [共通仮設費] × 90% + {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × 90% + [一般管理費] × 68%
設計金額の項目に機器費を 計上している機械設備・電 気設備工事等 (プラント設備工事等)	{(機器費 × 60%) + 直接工事費} × 97% + {(機器費 × 10%) + 共通仮設 費} × 90% + {(機器費 × 20%) + 現場管理費} × 90% + {(機器費 × 10%) + 一般管理費} × 68%
その他の工事	[直接工事費] × 92% + [共通仮設費] × 90% + [現場管理費] × 90% + [一般管理費] × 68%

Ⅲ 調査最低制限基本価格について

建設工事における調査最低制限基本価格の算出式を次のとおり変更します。

【現行】

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園 工事	[直接工事費] × 90% + [共通仮設費] × 70% + [現場管理費] × 90% + [一般管理費] × 55%
建築・電気・管工事	{直接工事費 - (直接工事費 × 10%)} × 90% + [共通仮設費] × 70% + {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × 90% + [一般管理費] × 55%
設計金額の項目に機器費を 計上している機械設備・電 気設備工事等 (プラント設備工事等)	{(機器費 × 60%) + 直接工事費} × 90% + {(機器費 × 10%) + 共通仮設 費} × 70% + {(機器費 × 20%) + 現場管理費} × 90% + {(機器費 × 10%) + 一般管理費} × 55%

解体工事	([直接工事費] + [共通仮設費] + [現場管理費] + [一般管理費]) × 75%
その他の工事	[直接工事費] × 85% + [共通仮設費] × 70% + [現場管理費] × 90% + [一般管理費] × 55%



【改正後】

工事の種類	算出式
土木・ほ装・鋼構造物・造園 工事	[直接工事費] × 90% + [共通仮設費] × 70% + [現場管理費] × 90% + [一般管理費] × 68%
建築・電気・管工事	{直接工事費 - (直接工事費 × 10%)} × 90% + [共通仮設費] × 70% + {現場管理費 + (直接工事費 × 10%)} × 90% + [一般管理費] × 68%
設計金額の項目に機器費を 計上している機械設備・電 気設備工事等 (プラント設備工事等)	{(機器費 × 60%) + 直接工事費} × 90% + {(機器費 × 10%) + 共通仮設 費} × 70% + {(機器費 × 20%) + 現場管理費} × 90% + {(機器費 × 10%) + 一般管理費} × 68%
解体工事	([直接工事費] + [共通仮設費] + [現場管理費] + [一般管理費]) × 75%
その他の工事	[直接工事費] × 85% + [共通仮設費] × 70% + [現場管理費] × 90% + [一般管理費] × 68%

IV ランダム係数の見直しについて

最低制限基本価格に乗じるランダム係数の上限を 1.00500 から 1.00100 へ改めます。

	現 行	改 正 案
ランダム係数の設定幅	1.00000~1.00500 (0.5%の幅)	1.00000~1.00100 (0.1%の幅)
ランダム係数の通り数	101通り	101通り (変更なし)
端数処理方法	一円未満切り捨て	一円未満切り捨て (変更なし)

V 入札書に記載する金額について

契約課が発注する工事及び建設関連コンサルタントについては、これまで入札金額を「千円単位」とし、千円未満の入札は無効としていましたが、「一円単位」での入札を可能とします。

VI 前払金対象工事の拡充について

現下の厳しい社会情勢の中、規模の小さい工事に係る資材購入や労働者確保等の円滑な資金調達を確保し、下請企業への円滑な支払いを可能とするため、前金払及び中間前金払の支払い対象を拡充するとともに、中間前金払の工事日数に係る要件を撤廃します。また、契約時に提出を求めていた「中間前払・部分払選択届」を廃止し、中間前払金の請求に当たっては、担当課との事

前協議を行った上で申請書を提出する方法に改めます。

	改正前	改正後
前払金	契約金額 500 万円 以上の工事	契約金額 130 万円 以上の工事
中間前払金	契約金額 8,000 万円 以上の工事で 工期が 100 日 以上の工事	契約金額 1,000 万円 以上の工事
申請手続き	契約締結時に中間前払・部分払選 択届を提出した上で 中間前払金に 係る申請書を提出	契約締結後に担当課と事前協議を 行った上で 中間前払金に係る申請 書を提出

VII 現場代理人の専任要件の緩和について

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が進む中、限りある人材の有効活用を図りつつ、受注機会
の拡大を図るため、兼務することができる工事の範囲を次のとおり変更することとします。

【現行】

- (1) 姫路市の発注する工事であること。
- (2) 当初請負金額が**3, 500万円未満**であること。
- (3) 兼務させる現場代理人が、他の工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- (4) 請負者の所在地及び施工場所が姫路市内であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
- (6) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと。
- (7) 携帯電話や連絡責任者の配置等にて、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること。



【改正後】

- (1) 姫路市の発注する工事であること。
- (2) 当初請負金額が**4, 000万円未満**であること。
- (3) 兼務させる現場代理人が、他の工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- (4) 請負者の所在地及び施工場所が姫路市内であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
- (6) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと。
- (7) 携帯電話や連絡責任者の配置等にて、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること。

VIII 適用時期

いずれの改正も令和5年4月1日以降に指名又は公告する案件より適用します。